

2 日 獣 発 第 6 号
令 和 2 年 4 月 2 日

地方獣医師会会长 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**第 12 回拡大 CSF 疫学調査チーム検討会における検討結果を
踏まえた CSF 発生予防対策の徹底について**

このことについて、令和 2 年 3 月 30 日付け元消安第 6208 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、CSF 発生予防対策の徹底について、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛てに通知されたことの周知依頼及び飼養衛生管理基準の遵守の再徹底について依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願ひいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当：堂領
TEL 03-3475-1601



元消安第6208号
令和2年3月30日

公益社団法人 日本獣医師会会长 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

第12回拡大CSF疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた
CSF発生予防対策の徹底について

このことについて、別添のとおり都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の再徹底等につき御協力方よろしくお願いします。



元消安第6208号
令和2年3月30日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

第12回拡大C S F疫学調査チーム検討会における検討結果を踏まえた
C S F発生予防対策の徹底について

平素から家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

今般、第12回拡大C S F疫学調査チーム検討会において、沖縄県でのC S Fの発生事例について検討され、疫学調査結果を踏まえた、C S Fの発生予防対策が提言されたところです（別紙）。つきましては、C S Fの感染防止はもとより、我が国への侵入が警戒されているA S Fの侵入防止のためにも、下記の事項についてその遵守を徹底するよう周知、指導等に御協力方よろしくお願ひいたします。

記

1 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

沖縄県の農場において未加熱の食品廃棄物の給与が発生原因として強く疑われたことを踏まえ、食品廃棄物等を飼料として給与する場合は、「食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理等の徹底について」（令和2年1月14日付け元消安第4495号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）（別添）に基づき、再度、加熱処理等を徹底すること。特に、生肉が含まれていないことを客観的に確認できない食品廃棄物等を農場が自ら調達する場合は、農場で確実に加熱すること。

2 適切な飼養衛生管理の確実な実施

配布済みの飼養衛生管理点検ステッカーも活用しつつ、農場への病原体の侵入防止のため、農場では衛生管理区域の境界を明確に表示し、進入時における車両や人の消毒や更衣等を行うこと。加えて、病原体の拡散防止のため、車両や人が農場から出る際も消毒や更衣等を行うこと。特に、病原体は靴底だけでなく、手指を介して農場や豚舎に持ち込まれる可能性もあることから、手洗い及び手指の消毒を徹底すること。野生動物の侵入防止対策については、農場や豚舎だけではなく、野生動物の誘因となるような堆肥舎や飼料保管庫、死体保管庫等にも防鳥ネットの設置等を行うこと。また、全ての従業員が適切な飼養衛生管理を行えるよう要点を文書化して定期的に教育や訓練を行うこと。

3 地域ぐるみでの衛生対策の強化

近距離に存在する農場間では、病原体が伝播する可能性が高いことから、平常時から、地域内の農場や獣医師、飼料運搬会社等の養豚関係者が一体となり、消毒や野生動物対策等の衛生対策の実施状況や、改善に取り組む上での課題や工夫を共有したり、防疫演習や講習会・研修会を開催する等、地域ぐるみでの防疫体制を構築すること。

4 飼養管理者、獣医師の責務と連携

飼養管理者や獣医師はC S F やA S F 等を疑う特定症状が認められた場合には、遅滞なく家畜保健衛生所に通報すること。獣医師は診療の際に、飼養されている豚の異状を早期に把握し、飼養管理者に適切に指導を行うこと。なお、診療に当たつては、農場に病原体を持ち込むことがないよう、衛生対策の徹底に努めること。

5 農場で生じる豚の死体等の適切な処理

死亡豚が不適切に処理されることで、野生動物を誘引したり、他の農場への感染拡大につながらないよう日々の監視と管理を徹底すること。